

一宮市水道供給契約約款

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この約款は、定型約款であり一宮市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）及び一宮市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）に基づき、一宮市水道事業の給水についての料金及び給水装置等の工事に係る費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めた給水契約の内容を示したものであり、水道事業等管理者（以下「管理者」という。）及び水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者は、これに従い、誠意をもってこれを履行するものとする。

(給水区域)

第2条 一宮市水道事業の給水区域は、一宮市の全域とする。

(給水装置の定義)

第3条 給水条例において、「給水装置」とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第9項に規定する給水装置をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置
1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置
2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓
消防用に使用するもの

第2章 給水装置等の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み等)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定による申込みに際し、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定により給水装置の新設又は改造の申込みがあった場合において、配水管の布設が必要であると認められるときは、当該申込みをした者からの申出に基づき、管理者がこれを布設するものとする。

(給水装置の新設等に係る費用負担等)

第6条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等を行う者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

- 2 前条第3項の規定による配水管の布設に要する費用の負担については、管理者が定める基準によるものとする。

(工事の施行)

第7条 給水装置の新設等の工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、管理者が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。ただし、法令又は条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額として当該合計額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 管理費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事施行後これを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

第10条 削除

(給水装置所有権の移転の時期)

第11条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は、工事費が完納になるまでの間においても、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は給水条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、給水条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止変更等の届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第22条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)
第25条 料金の額は、次に掲げる基準により算出した合計額に消費税等の額として当該合計額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額とする。

(1) 消火栓用以外の給水料金

メーターの 口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金(1か月につき)	
		使用水量	金額 (1立方メートルにつき)
13ミリメートル	648円	10立方メートルまでのもの	15円
20ミリメートル	654円	10立方メートルを超え25立方メートルまでのもの	129円
25ミリメートル	1,045円	25立方メートルを超え50立方メートルまでのもの	188円
30ミリメートル	1,568円	50立方メートルを超え100立方メートルまでのもの	244円
40ミリメートル	3,135円	100立方メートルを超えるもの	302円
50ミリメートル	4,389円		
75ミリメートル	10,973円		
100ミリメートル	18,653円		
公衆浴場用	4,001円	100立方メートルまでのもの	15円
		100立方メートルを超えるもの	150円
臨時用	0円	1立方メートルにつき302円	
備考 用途別の適用基準については、管理者が別に定める。			

(2) 消火栓用の給水料金(消火栓1個につき)	
口径	演習使用料(15分ごとにつき)
25ミリメートルまでのもの	210円
25ミリメートルを超え40ミリメートルまでのもの	260円
40ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの	390円
50ミリメートルを超えるもの	620円
備考 双口消火栓の演習使用料については、双口消火栓1個につき消火栓2個分として算出する。	

(料金の算定)
第26条 料金は、2か月ごとの定例日に計量した使用水量を、その計量した日の属する月及びその前月において均等に使用されたとみなした場合の1か月分の水量を基礎として算定する。この場合において、各月の水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、計量した日の属する月の前月分の水量に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、1か月ごと又は随時に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

(使用水量の認定)
第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)
第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの当該月に係る基本料金の額は、基本料金の2分の1に相当する金額とする。

2 第26条第1項の規定により使用水量を前回計量した日の翌日から今回計量した日までの期間(以下「計量期間」という。)において、その用途又は口径に変更があった場合における当該計量期間に係る料金の算定については、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)
第29条 工事、興業その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)
第30条 料金は、集金、口座振替又は納入通知書により、2か月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1か月ごと又は随時に徴収することができる。

(加入金)
第30条の2 加入金は、給水装置の新設工事の申込みがあった時、次の区分により徴収するものとし、その額は、それぞれ掲げた額に消費税等の額として当該金額に100分の10を乗じて得た額を加算した金額とする。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	備考
金額	75,000円	160,000円	260,000円	420,000円	メーター口径125ミリメートル以上のものについては、管理者が別に定める額とする。
メーターの口径	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	
金額	800,000円	1,320,000円	3,650,000円	7,310,000円	

2 メーターの口径を大きいものに変更する場合は、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

(手数料の額及び納付時期)
第31条 水道使用者等は、給水装置の新設等を行おうとするときは、手数料として、次に定める額に消費税等の額として当該金額に

100分の10を乗じて得た額を加算した金額を納付しなければならない。

- (1) 第7条第2項の規定に基づき施行される工事(配水管から給水管を分岐する工事に限る。)に係る分岐監視 1件につき4,000円
- (2) 第7条第2項の規定に基づき施行される工事に係る設計審査 1件につき4,000円

- 2 前項の手数料は、当該工事の着手前に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、当該工事の着手後に納付することができる。
(指定手数料の額)

第31条の2 第7条第1項に規定する指定を受けようとする者は、指定手数料として10,000円を納付しなければならない。

- 2 第7条第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、指定更新手数料として7,000円を納付しなければならない。
(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、給水条例の規定により納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示し、又は自ら適当な処置をなすことができる。

- 2 前項の処置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第8条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、第31条の手数料又は第33条第2項の処置費を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第26条の使用水量の計量又は第33条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置の新設等を行った者
 - (2) 正当な理由がなく第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (4) 第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
- (料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者には、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第5章の2 貯水槽水道

(貯水槽水道の設置者に対する指導等)

第38条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(簡易専用水道の設置者等の責務)

第38条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 補則

(委任)

第39条 給水条例に定めるもののほか、給水条例の施行に関し必要な事項は、施行規程にて定めるものとする。

(条項の変更)

第40条 この約款は、定型約款であることから給水条例及び施行規程の一部改正が行われた場合、約款の条項変更については、一律に変更することなく変更内容を適切な方法で周知することで、これに替えることができるものとする。

(雑則)

第41条 この約款における給水条例に係る経過措置等については、給水条例の付則に従うものとする。